

# 特定非営利活動法人鶴岡市体育協会学区・地区・中学校区体協事業補助金交付要綱

平成29年7月12日決裁

## 1 目的及び交付

会長は、地域における生涯スポーツの普及・促進を目的に、学区・地区体育協会及び中学校区体育協会が実施する事業に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

## 2 交付対象者

この補助金の交付対象者は、特定非営利活動法人鶴岡市体育協会に加盟する学区・地区体育協会及び中学校区体育協会とする。

## 3 交付対象事業

この補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

### (1) 生涯スポーツの普及・促進に関する事業

## 4 交付対象経費

この補助金の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、人件費、備品購入費及び懇親会費を除く。

## 5 交付する額

この補助金の額は会長が別に定める額とし、その全額を交付対象経費に充当しなければならない。

## 6 実績報告書の提出

事業実施者は、事業終了後、実績報告書（様式1）に「実施要項又は事業の案内文書等、事業内容が把握できる書類」及び「決算書（様式2）」を添付のうえ提出しなければならない。

## 7 事業の経理等

事業実施者は、この事業に係る経費の帳簿及びすべての証拠書類を備え、その収支の状況を明らかにしておくとともに、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

## 8 実績報告書の提出期限

この事業の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。